

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)</p> <p>第2条 この組合は、その行う共済事業のうち、農作物共済にあつては第1号、家畜共済のうち死亡廃用共済にあつては第2号、家畜共済のうち疾病傷害共済にあつては第3号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第4号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第5号、畑作物共済にあつては第6号、園芸施設共済にあつては第7号、建物共済のうち建物火災共済にあつては第8号、建物共済のうち建物総合共済にあつては第9号、農機具共済のうち農機具損害共済にあつては第10号、農機具共済のうち農機具更新共済にあつては第11号、保管中農産物補償共済にあつては第12号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この組合との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済目的 次に掲げる家畜イ (略)</p> <p>ロ子牛等 (イ以外の牛 (以下「子牛」という。) 及び牛の胎児をいい、<u>その母牛に対する授精の日から起算して240日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して233日 (その受精卵の発育に要した日数が7日でないことが確認できる場合にあつては、240日から当該日数を差し引いた日数)</u>以上に達したものに限る。<u>以下同じ。</u>)</p> <p>ハ～ヘ (略)</p>	<p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)</p> <p>第2条 この組合は、その行う共済事業のうち、農作物共済にあつては第1号、家畜共済のうち死亡廃用共済にあつては第2号、家畜共済のうち疾病傷害共済にあつては第3号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第4号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第5号、畑作物共済にあつては第6号、園芸施設共済にあつては第7号、建物共済のうち建物火災共済にあつては第8号、建物共済のうち建物総合共済にあつては第9号、農機具共済のうち農機具損害共済にあつては第10号、農機具共済のうち農機具更新共済にあつては第11号、保管中農産物補償共済にあつては第12号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この組合との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済目的 次に掲げる家畜イ (略)</p> <p>ロ子牛等 (イ以外の牛 (以下「子牛」という。) 及び牛の胎児をいう。<u>以下同じ。</u>) (<u>その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上</u>に達したものに限る。)</p> <p>ハ～ヘ (略)</p>

改正後	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体(法第20条第2項に規定する農業共済資格団体をいう。以下同じ。))の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。)は、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継<u>する</u>ことができる。この場合において、正当な理由がある場合には、この組合は、承諾を拒むものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(待期間からの除外等)</p> <p>第60条 前条第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、この組合は、共済金の支払の責任を免れないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精の日から起算して240日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して233日(その受精卵の発育に要した日数が7日でないことが確認できる場合にあつては、240日から当該日数を差し引いた日数)以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等(子牛にあつては、組合員が出生後引き続き飼養しているものに限る。)である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該組合員の共済関係に付されていたものであるとき(当該母牛が当該組合員の共済関係に付される2週間以上前から他の組合員(他の組合の組合員を含む。)の共済関係に付されていた場合であつて、当該他の組合員の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付されたものであるときを含む。))。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体(法第20条第2項に規定する農業共済資格団体をいう。以下同じ。))の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。)は、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継ことができる。この場合において、正当な理由ある場合には、この組合は、承諾を拒むものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(待期間からの除外等)</p> <p>第60条 前条第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、この組合は、共済金の支払の責任を免れないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等(子牛にあつては、組合員が出生後引き続き飼養しているものに限る。)である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該組合員の共済関係に付されていたものであるとき(当該母牛が当該組合員の共済関係に付される2週間以上前から他の組合員(他の組合の組合員を含む。)の共済関係に付されていた場合であつて、当該他の組合員の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付されたものであるときを含む。))。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附則

この規程の変更は、長崎県知事の認可のあった日又は令和8年7月1日いずれか遅い日から施行する。